

生活介護に要する費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第5 生活介護</p> <p>1 生活介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 生活介護サービス費</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p> (一) 区分6 1,299単位</p> <p> (二) 区分5 981単位</p> <p> (三) 区分4 703単位</p> <p> (四) 区分3 635単位</p> <p> (五) 区分2以下 583単位</p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p> (一) 区分6 1,170単位</p> <p> (二) 区分5 884単位</p> <p> (三) 区分4 633単位</p> <p> (四) 区分3 572単位</p> <p> (五) 区分2以下 525単位</p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p> (一) 区分6 1,138単位</p> <p> (二) 区分5 854単位</p> <p> (三) 区分4 604単位</p> <p> (四) 区分3 538単位</p> <p> (五) 区分2以下 494単位</p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下</p> <p> (一) 区分6 1,090単位</p> <p> (二) 区分5 825単位</p>	<p>第5 生活介護</p> <p>1 生活介護サービス費(1日につき)</p> <p>イ 生活介護サービス費(I)</p> <p> (1) 利用定員が40人以下 1,320単位</p> <p> (2) 利用定員が41人以上60人以下 1,288単位</p> <p> (3) 利用定員が61人以上80人以下 1,231単位</p> <p> (4) 利用定員が81人以上 1,215単位</p> <p>ロ 生活介護サービス費(II)</p> <p> (1) 利用定員が40人以下 1,170単位</p> <p> (2) 利用定員が41人以上60人以下 1,138単位</p> <p> (3) 利用定員が61人以上80人以下 1,090単位</p> <p> (4) 利用定員が81人以上 1,076単位</p> <p>ハ 生活介護サービス費(III)</p> <p> (1) 利用定員が40人以下 998単位</p> <p> (2) 利用定員が41人以上60人以下 966単位</p> <p> (3) 利用定員が61人以上80人以下 931単位</p> <p> (4) 利用定員が81人以上 917単位</p> <p>ニ 生活介護サービス費(IV)</p> <p> (1) 利用定員が40人以下 884単位</p> <p> (2) 利用定員が41人以上60人以下 854単位</p> <p> (3) 利用定員が61人以上80人以下 825単位</p> <p> (4) 利用定員が81人以上 811単位</p> <p>ホ 生活介護サービス費(V)</p> <p> (1) 利用定員が40人以下 805単位</p>

- (三) 区分4 589単位
- (四) 区分3 533単位
- (五) 区分2以下 481単位
- (5) 利用定員が81人以上
 - (一) 区分6 1,076単位
 - (二) 区分5 811単位
 - (三) 区分4 576単位
 - (四) 区分3 518単位
 - (五) 区分2以下 466単位

- (2) 利用定員が41人以上60人以下 769単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 751単位
- (4) 利用定員が81人以上 736単位
- へ 生活介護サービス費(Ⅶ)
 - (1) 利用定員が40人以下 728単位
 - (2) 利用定員が41人以上60人以下 697単位
 - (3) 利用定員が61人以上80人以下 674単位
 - (4) 利用定員が81人以上 662単位
- ト 生活介護サービス費(Ⅷ)
 - (1) 利用定員が40人以下 679単位
 - (2) 利用定員が41人以上60人以下 646単位
 - (3) 利用定員が61人以上80人以下 628単位
 - (4) 利用定員が81人以上 615単位
- チ 生活介護サービス費(Ⅸ)
 - (1) 利用定員が40人以下 633単位
 - (2) 利用定員が41人以上60人以下 604単位
 - (3) 利用定員が61人以上80人以下 589単位
 - (4) 利用定員が81人以上 576単位
- リ 生活介護サービス費(Ⅹ)
 - (1) 利用定員が40人以下 603単位
 - (2) 利用定員が41人以上60人以下 571単位
 - (3) 利用定員が61人以上80人以下 557単位
 - (4) 利用定員が81人以上 546単位
- ヌ 生活介護サービス費(Ⅺ)
 - (1) 利用定員が40人以下 572単位
 - (2) 利用定員が41人以上60人以下 538単位
 - (3) 利用定員が61人以上80人以下 533単位
 - (4) 利用定員が81人以上 518単位

ロ 基準該当生活介護サービス費 728単位

注1 イ及びロについては、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定す

ル 生活介護サービス費(XI)

- (1) 利用定員が40人以下 525単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 494単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 481単位
- (4) 利用定員が81人以上 466単位

ヲ 基準該当生活介護サービス費 728単位

注1 イからヌまで及びヲについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

る指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第11から第15までにおいて同じ。）及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- (1) 第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受ける者(2)、(3)及び(4)において「施設入所者」という。)のうち、区分4(50歳以上の者にあっては、区分3)以上に該当するもの
- (2) 施設入所者以外の者のうち、区分3(50歳以上の者にあっては、区分2)以上に該当するもの

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

特定旧法指定施設（法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の指定障害者支援施設若しくはのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所している者、又は当該特定旧法指定施設若しくは当該指定障害者支援施設等を退所した後指定障害者支援施設等に再度入所する者

- (3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、施設入所者であって、区分3(50歳以上の者にあっては、区分2)以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの

- (1) 第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受ける者(2)及び注2において「施設入所者」という。)のうち、区分4(50歳以上の者にあっては、区分3)以上に該当するもの
- (2) 施設入所者以外の者のうち、区分3(50歳以上の者にあっては、区分2)以上に該当するもの

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

特定旧法受給者（法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者をいう。）のうち、法附則第22条第3項の規定により介護給付費又は訓練等給付費を支給される者、平成18年9月30日において現に入所していた特定旧法指定施設（法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。）を退所した後、やむを得ない事情により地域における生活の継続が困難となったと市町村が認めた者

(4) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、施設入所者以外の者であって、区分2(50歳以上の者にあつては、区分1)以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの

2 ルについては、別に厚生労働大臣が定める者であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に対して、指定生活介護等を行った場合に、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、所定単位数を算定する。

(1) 施設入所者のうち、区分3(50歳以上の者にあつては、区分2)以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの

(2) 施設入所者以外の者のうち、区分2以下(50歳以上の者にあつては、区分1)に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位(指定生活介護等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員(多機能型事業所(指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業所をいう。以下同じ。)である指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年

厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。注4から注13まで及び第11から第15までにおいて同じ。）に同じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分（指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号及び指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に掲げる平均障害程度区分をいう。以下同じ。）が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。

(2) 平均障害程度区分が5.5以上であること。

4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上100分の60未満であること。

(2) 平均障害程度区分が5.3以上5.5未満であること。

5 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が5以上であつて、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満であること。

(2) 平均障害程度区分が5.1以上5.3未満であること。

6 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が5以上であつて、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。

(3) 平均障害程度区分が4.9以上5.1未満であること。

7 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4.7以上4.9未満であること。

8 へについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上であること。

(3) 平均障害程度区分が4.4以上4.7未満であること。

9 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府

県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上100分の40未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4.1以上4.4未満であること。

10 チについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上であること。

(3) 平均障害程度区分が3.8以上4.1未満であること。

11 リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活

介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の20以上100分の30未満であること。

(2) 平均障害程度区分が3.5以上3.8未満であること。

12 ヌについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、平均障害程度区分が4未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の20未満であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

13 ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

14 ヲについては、指定障害福祉サービス基準第94条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護(同条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。)を行う事業所(以

2 ロについては、指定障害福祉サービス基準第94条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護(同条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下

「基準該当生活介護事業所」という。)において、基準該当生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 イに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。)又は施設障害福祉サービス計画(指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(以下「生活介護計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

4 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活介護サービス費は、算定しない。

2 人員配置体制加算

イ 人員配置体制加算(Ⅰ)

(1) 利用定員が60人以下 265単位

(2) 利用定員が61人以上 246単位

ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)

(1) 利用定員が60人以下 181単位

(2) 利用定員が61人以上 166単位

下「基準該当生活介護事業所」という。)において、基準該当生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

15 イからルまでに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。)又は施設障害福祉サービス計画(指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(以下「生活介護計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

16 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活介護サービス費は、算定しない。

ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)

(1) 利用定員が60人以下 51単位

(2) 利用定員が61人以上 44単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等（指定生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者（1の注1の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。注2及び注3において同じ。）に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の100分の965に相当する単位数とする。）を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等（指定生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の

単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

・注1に規定する施設基準

当該指定生活介護等の単位において、直接処遇職員を、常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を1.7で除して得た数以上配置していること。

・注2に規定する施設基準

当該指定生活介護等の単位において、直接処遇職員を、常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上配置していること。

・注3に規定する施設基準

当該指定生活介護等の単位において、直接処遇職員を、常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を2.5で除して得た数以上配置していること。

3 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員（注2において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定生活介護事業所等」という。）において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数が15以上（指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指

以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条若しくは指定障害福祉サービス基準附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは指定障害者支援施設基準附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第2条第15号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、当該指定生活介護等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(削除)

5 初期加算 30単位

注 指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

6 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

定生活介護事業所等」という。)における指定生活介護等の利用者の数が51以上である場合にあっては、当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上)であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条若しくは指定障害福祉サービス基準附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは指定障害者支援施設基準附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第2条第15号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 新事業移行時特別加算 48単位

注 特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。)である指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、指定生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 初期加算 30単位

注 指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第78条若しくは指定障害福祉サービス基準附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは指定障害者支援施設基準附則第3条の規定により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「生活介護従業者」という。）が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

7 欠席時対応加算 94単位

注 指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、生活介護従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 リハビリテーション加算 20単位

注 次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。

注 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第78条若しくは指定障害福祉サービス基準附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは指定障害者支援施設基準附則第3条の規定により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

(2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。

(3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者（**法第32条に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。**）を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

9 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

10 食事提供体制加算 42単位

注 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算 42単位

注 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第

1項第2号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第38条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

1項第2号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第38条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。